

新規雇用促進奨励金制度の申請手続きの流れ

STEP 1 町内に事業所を新設又は増設し、町民を新規雇用したら

操業開始から1年以内に

→ 新規雇用促進奨励金交付申請書（様式第1号）を提出

※添付書類

- ・法人の登記事項証明書又は事業開設届等の事業主であることが分かる書類の写し
- ・新規雇用対象者の雇用保険被保険者証の写し
- ・新規雇用対象者の雇用通知書等の写し
- ・調査承諾書（様式第2号） → 事業主用と新規雇用対象者用の2種類必要

○申請いただいた内容を審査し、条件を満たしていると認められる場合、新規雇用促進奨励金交付決定通知書を送付いたします。

○申請書の提出以降、新規雇用対象者の離職又は転出等があった場合

→ 新規雇用促進奨励金変更届（様式第4号）を提出

STEP 2 申請書を提出してから18か月を経過したら

経過した月の翌月末までに

→ 新規雇用促進奨励金実績報告書（様式第5号）を提出

※添付書類

- ・当該新規雇用対象者の賃金台帳等の写し又は継続して雇用していることが分かる書類

○報告いただいた内容を審査し、交付すべき金額が確定した場合、新規雇用促進奨励金確定通知書（様式第6号）を送付いたします。

18か月経過した月の数え方

(例) 平成25年11月に操業開始、同月に交付申請書を提出した場合

平成25年12月を1か月目として起算するので、平成27年5月が18か月を経過する月となり、その翌月の6月末日までに実績報告書を提出することになります。

STEP 3 新規雇用促進奨励金確定通知書の送付を受けたら

→ 新規雇用促進奨励金交付請求書（様式第7号）を提出

○請求書を受領後、指定口座に奨励金を振り込みます。

注意事項

※奨励金の交付決定を受けた事業主が、事業を休止若しくは廃止し又は著しく事業を縮小したときは、奨励金の交付決定を取り消すことがあります。

※既に奨励金の交付を受けた事業主が、偽りその他不正の行為により奨励金を受けたときは、その金額の全部又は一部を返納していただきます。

申請先・問合せ先
石川県河北郡津幡町字加賀爪ニ3
津幡町産業建設部産業振興課
TEL: (076) 288-6704 (直通)
FAX: (076) 288-6470
E-mail:sangyou@town.tsubata.lg.jp